

令和 8 年熊本地震関連

各種支援制度について（続報）

令和8年熊本地震に関連する各種支援について掲載しています。最新の情報は、防災アプリ「@infocanal」や町公式ウェブサイトなどで発信していますので、ご確認ください。

各種支援申請・相談窓口の場所変更について

「各種支援申請・相談窓口」では、被災された皆様の今後の生活再建をスムーズに進めていただけるよう、各種手続きやご相談を受け付けています。

現在、町生涯学習センター（町役場）研修室で開設している「各種支援申請・相談窓口」について、10月19日（月）から各担当課窓口での受付に変更になります。

10月16日(金)まで

- 受付時間
平日の午前 9 時～午前 11 時 30 分、午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
- 受付場所
町生涯学習センター（町役場）研修室



10月19日(月)以降

- 受付時間
平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（役場開庁日）
- 受付場所
各支援制度の担当課窓口（詳細は下記をご確認ください）

10 月 19 日（月）以降の各支援の担当窓口

町福祉課（町役場 1 階） ☎096-234-1114

被災者生活再建支援金

法律相談・消費生活相談・こころの健康相談

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

町生涯学習センターギャラリーモール （町役場 1 階）町環境衛生課 ☎096-234-1169

被災家屋等の公費解体

被災した浄化槽の入れ替え

災害ごみ

町建設課（町役場 1 階） ☎096-234-1183

住宅応急修理

道路の障害物撤去

住まいの確保（町営住宅等）の相談

町生涯学習センターギャラリーモール （町役場 1 階）町税務課 ☎096-234-1112

り災証明書の交付申請

町住民生活課（町役場 1 階） ☎096-234-1113

家の被害に伴う住まいの再建の意向調査

災害ごみ仮置き場の開設日・場所変更

町環境衛生課
☎096-234-1169

災害廃棄物の仮置き場について、10月から公費解体により発生したものとそれ以外のものを受け入れ場所・日程などが変更になります。

●公費解体により発生した災害廃棄物

▶受け入れ場所

仮置き場（旧白旗グラウンド）

▶受け入れ可能日時および受付時に必要なもの

- ・受け入れ日時 毎週金・土曜日
午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時
- ・受付時に必要なもの 公費解体申込書の写し

●公費解体以外の通常の災害廃棄物

※公費解体以外の受け入れについては、9月中旬に持ち込みができなかった特別な理由があるものに限りです。該当する方には、災害ごみ搬入許可証を発行しますので、町環境衛生課で申請してください。

▶受け入れ場所と受け入れ可能日時

- ・仮置き場（旧白旗グラウンド）
毎週金・土曜日
- ・御船甲佐クリーンセンター（☎096-282-0688）
平日の午前9時～午後4時30分



◀町公式ウェブサイト
「10月以降の災害ごみの受け入れについて」

水道料金の免除・減額

水道管理センター(町環境衛生課)
☎096-234-0755

令和8年熊本地震により被災された町民および事業者の生活・事業再建を支援するため、水道料金の免除・減額を行います。

●対象となる水道料金

令和8年8月分（9月請求分）

※令和8年7月10日～8月10日頃までに使用した水量に基づく水道料金です。

●対象者および免除・減額の内容

①建物に「半壊」以上の被害を受けた方 申請不要

- ・対象建物：住家、営業店舗等
- ・免除内容：1か月分の水道料金を全額免除
- ・申請：不要

※営業店舗等を除く非住家（小屋等）は、「半壊」以上であってもこの免除の対象にはなりません。

※二次調査等で新たに「半壊」以上となり、すでに水道料金を納付済みの場合は、後日還付（または充当）します（申請不要）。

②断水被害を受けた方 申請不要

▶7日以上断水被害を受けた方

- ・減額内容：基本料金と同額を減額
- ・申請：不要

▶3日以上7日未満断水被害を受けた方

- ・減額内容：基本料金の半額相当額を減額
- ・申請：不要

※①・②は、減免後の料金で請求（9月30日納期限）しています。

※基本料金は、ご使用の水道メーターの口径によって異なります。詳しくは町公式ウェブサイト「水道料金について」をご参照ください。

※現在実施している物価高騰対策により、水道の基本料金が免除されているため、断水に伴う減額相当額は、超過料金から差し引きします。

③地震で宅内給水管等の漏水を修繕した方 申請必要

・減額内容：通常の使用量と比較し、地震の影響により増加したと認められる水量分を減額

・申請：必要

※地震に伴う漏水は、通常対象外となる機械器具等（給湯器等）の破損によるものも含め、すべて減免対象となります。

※申請に必要な書類や手続きについては、修繕を依頼した町指定工事事業者へご確認ください。

※町指定工事事業者以外の事業者へ修繕を依頼された方は、別途町へご相談ください。



◀町公式ウェブサイト
「水道料金について」



◀町公式ウェブサイト
「水道料金の免除・減額について」